

湯沢町環境基本計画（案）

第 1 章 計画の基本的事項

1. 背景

今も昔も変わらない湯沢町の最も大切な宝もの、それは魚野川をはじめとする清らかな水の流れ、谷川連峰や苗場山等の 2,000m 級の雄大な山々といった美しい自然環境であると私たちの誰もが思っています。その豊かな自然環境は、上越新幹線や関越自動車道という高速交通網の整備により首都圏との時間的距離が短縮されたことで脚光を浴び、バブル経済と言われた時期には多くの資本が湯沢町に流れ込みました。観光人口は爆発的に伸び、消費は大量化し、いつしか私たちには生活の利便性・快適性を最優先するライフスタイルが定着しました。しかし、今日、そうしたライフスタイルを享受しながらも、私たちは心のどこかに身近な自然環境の悪化、生態系への影響、廃棄物の不法投棄問題など様々な形での環境への負荷に対する懸念を抱いています。

環境への負荷を解消するためには、私たち一人ひとりが日常生活や事業活動を見直し、速やかに行動する必要があることは、誰もが理解しているはずです。湯沢町の誇るべき自然環境と健康で快適な生活を営む基盤である生活環境を守り、次の世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務でもあります。そのためには持続的発展が可能な循環型社会を構築しなければなりません。

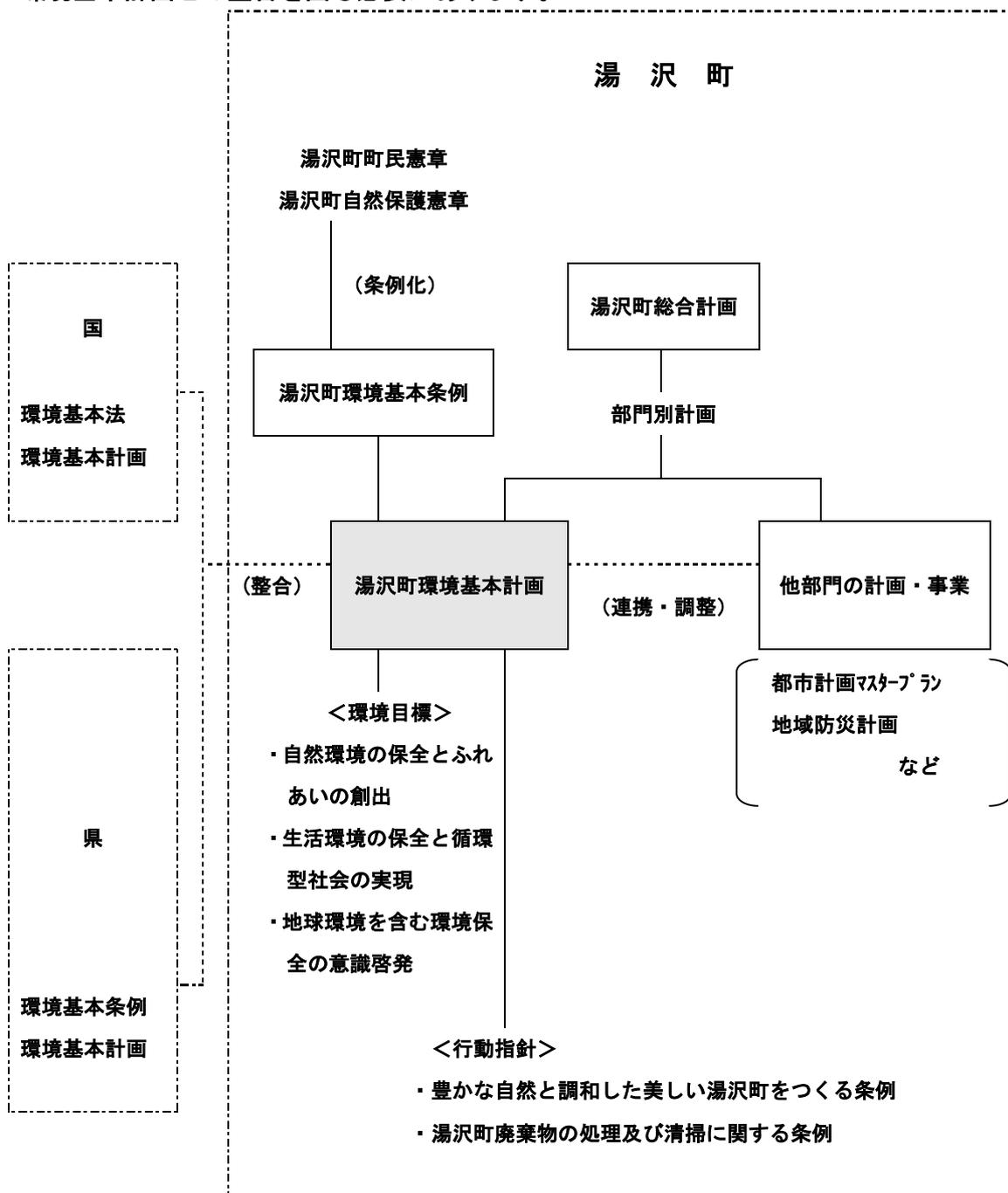
また、人の活動による自然環境への負荷は、地球的規模で広がりをみせており、人類の生存すら脅かすものとなっています。中でも地球温暖化は確実に進みつつあり、このままでは地球規模で生態系が劣化し、水不足や食糧危機、貧困問題等の世界を取り巻く様々な問題がますます深刻化する恐れがあります。私たち一人ひとりが、自分たちの地域のみならず地球環境への認識を高め、エネルギー多消費型の日常生活をできるところから見直すなどエネルギーや天然資源を大切に暮らすに一日でも早く転換することが求められています。

こうした状況を背景として、湯沢町では環境保全を推進する基本的スタンスを定めた「湯沢町環境基本条例」（平成 21 年条例第 26 号。以下「条例」といいます。）を平成 22 年 4 月に施行しました。

2. 計画の役割と位置づけ

条例第8条では、「環境基本計画」の策定を定めています。環境基本計画は、条例に基づき、環境の保全に関する基本施策の総合的な推進のあり方を定めるものであり、その中心的役割を担います。基本的な方向を示すとともに、行政だけでなく、住民等や事業者に対し自主的、積極的な取り組みを促す役割も担います。すべての主体が環境基本計画の趣旨を尊重して行動することで、全体として効果が発揮されるからです。

湯沢町環境基本計画は、湯沢町総合計画を環境面から推進するための部門別計画と位置づけられ、町の各行政分野が計画や事業を立案・実施する際には、当然ながら湯沢町環境基本計画との整合を図る必要があります。



3. 対象地域と対象環境

本計画が対象とする地域は、湯沢町の行政区域全域です。なお、広域的な取り組みが必要となる場合は、他の自治体と連携、協力して対応することとします。

環境の範囲は広く、言葉としても多岐にわたって使用されています。本計画では、環境を自然環境、生活環境、地球環境の3つの視点からとらえることとします。

- ①自然環境…生態系や山、川などの自然景観
- ②生活環境…大気、水、土壌やまち並み景観など人の安全や快適な暮らしに関わる環境
- ③地球環境…地球温暖化など地球的視野で考えるべき環境

4. 担い手と責務

本計画の担い手は、町はもちろんのこと事業者、住民等湯沢町のすべての人となりません。環境問題への効果的な取り組みのためには、それぞれが役割を担う必要があり、条例では第3条に基本理念を示し、第4条から第6条で町、事業者、住民等の責務を規定しています。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、次の各号に掲げる基本理念のもとに推進しなければならない。

- (1) 人が健康で快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現すること。
- (3) 町、事業者及び住民等は、地球環境の保全を自らの責務としてとらえ、自主的かつ積極的に取り組むこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念に則り、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条に規定する基本理念に則り、その事業活動にかかる環境への負荷の低減に努め、公害の防止及び自然環境の保全に必要な措置を行なう責務を負うとともに町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(住民等の責務)

第6条 住民は、第3条に規定する基本理念に則り、日常生活において環境への負荷の低減と自然環境の保全に努めるとともに町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 住民以外で町の区域内に所在する者は、前項に規定する住民の責務に準じて環境の保全に努めなければならない。

5. 計画期間

本計画の計画期間は、湯沢町総合計画の計画期間との整合性を図るため、平成 24 年度（2012 年度）を初年度として、平成 32 年度（2020 年度）までの 9 年間とします。ただし、策定後の社会情勢の変化や新たな環境問題などに対応するため、必要に応じて見直すこととします。

6. 計画の構成

第 1 章 計画の基本的事項	計画全般に共通する基本的考え方を示します。
1. 背景	
2. 計画の役割と位置づけ	
3. 対象地域と対象環境	
4. 担い手と責務	
5. 計画期間	
6. 計画の構成	
第 2 章 計画の目標と指針	湯沢町が目指す環境像と目標を示します。
1. 目指す環境像	
2. 環境目標	
第 3 章 目標に向けた取り組み	各主体の目標に向けた取り組みを示します。
1. 自然環境の保全とふれあいの創出	
2. 生活環境の保全と循環型社会の実現	
3. 地球環境を含む環境保全の意識啓発	
第 4 章 私たちの行動指針	日常における行動指針を示します。
1. 身近な省エネ行動と効果	
第 5 章 計画の推進	目指す環境像を実現するための推進体制や進行管理のあり方を示します。
1. 体制	
2. 進行管理	
第 6 章 資料編	

第2章 計画の目標と指針

1. 目指す環境像

(基本理念)

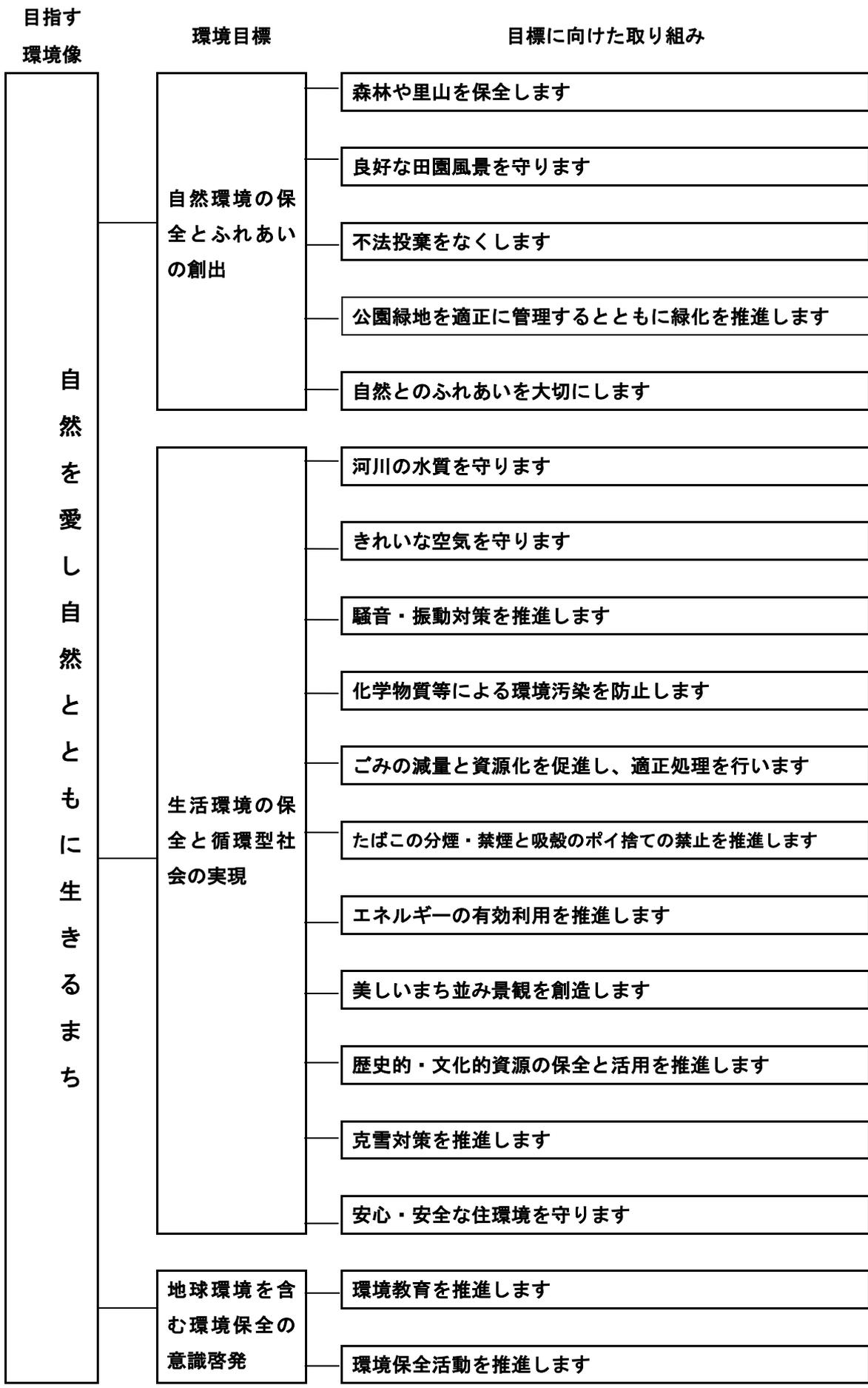
第3条 環境の保全は、次の各号に掲げる基本理念のもとに推進しなければならない。

- (1) 人が健康で快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現すること。
- (3) 町、事業者及び住民等は、地球環境の保全を自らの責務としてとらえ、自主的かつ積極的に取り組むこと。

条例第3条の基本理念をイメージ化し、湯沢町が目標とする環境像を「自然を愛し自然とともに生きるまち」とします。そして、この環境像を念頭に置き、その達成に向けて行動する意思を示す言葉として「つなごう未来へ 美しい四季の湯沢」と宣言することとします。

自然を愛し自然とともに生きるまち

つなごう未来へ 美しい四季の湯沢



2. 環境目標と成果指標

本計画では、環境を自然環境、生活環境、地球環境の3つの視点からとらえることとされていますが、条例第3条の基本理念を踏まえ、それぞれの視点から湯沢町の環境像を実現するための目標を定めます。

①自然環境…自然環境の保全とふれあいの創出

四季折々の美しい自然や生態系を守り、自然とのふれあいの中でみんなが快適に暮らせる「自然と共生するまち」を創ります。

②生活環境…生活環境の保全と循環型社会の実現

環境汚染を防止するとともに生活や事業活動における資源の消費の抑制と循環的利用を促進し、今日の良い生活環境を次世代に引き継いでいきます。

③地球環境…環境教育・環境保全活動の推進

わたしたちの地域だけでなく地球規模での環境の保全について学び、考え、責任ある行動をとりながら環境保全活動にみんなで行きとります。

これらの目標を達成するため、次章では、平成23年度から始まった湯沢町総合計画の前期基本計画期間と合わせた4年後を目標として、環境基本計画における個別の成果指標（一部は総合計画と共通）を設定し、取り組みを展開していくこととします。

なお、総合計画の前期基本計画では、「自然と共に生き、快適に暮らせるまちづくり」を基本政策の一つとして環境に関連する目標値を掲げています。湯沢町環境基本計画は、総合計画を環境面から推進するための部門別計画として、総合計画における成果指標の目標値の達成も含めて取り組んでいくこととなります。

第3章 目標に向けた取り組み

1. 自然環境の保全とふれあいの創出

①森林や里山を保全します

「現状」

森林や里山は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、多種多様な生物の保全、林産物の生産機能のほか、水源涵養や土砂流出防止、野生動植物の生息、景観形成などの多様な機能を果たしています。湯沢町では水道の水源として湧水及び井戸などの地下水を利用していますが、湧水の大部分は林地から湧出しており、森林が安全でおいしい水の供給の源となっています。また、こうした森林の貯水機能は同時に土砂災害の防止にも大きな役割を果たしています。しかし、町内の人工林には、間伐などの手入れの遅れている林が見られ、スギの花粉生産量は増加傾向にあり、スギ花粉症などを引き起こす要因となっています。

里山とは・・・

薪炭林や田んぼなど、人が手を入れ利用してきたもので、日本人にとっての原風景とも呼べる景観です。

これに対し、人がほとんど手入れを行っていない山を奥山といいます。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 山菜や動植物の乱獲をせず、保護に努めます。
- * 地元の林産物を優先的に使用します。
- * 森林所有者・使用者は、適切な管理を行います。
- * 森林や里山の開発・整備にあたっては、自然環境や景観に配慮します。
- * 在来種の保護のため、ペットを捨てたり、外来生物を放したりせず、責任をもって管理します。

町

- * 森林所有者への情報提供や啓発活動により、計画的な森林整備を促します。
- * 水資源を守り、安定して供給するため、森林保全に取り組みます。
- * 間伐材などの森林資源の利用を進めます。
- * 花粉の少ないスギ花粉症対策品種の情報提供や普及に努めます。
- * 体験教室などのイベントを通じて、森林や里山の重要性をPRします。
- * 外来の生物の放棄の監視や繁殖拡大の防止に努めます。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
森林が豊かなことに満足している人の割合	81.2%	91.6%	現状値は平成 22 年 10 月実施の「湯沢町環境基本計画策定に関するアンケート」における「満足」及び「やや満足」の合計

②良好な田園風景を守ります

「現状」

湯沢町では、農地の管理がおろそかになる傾向があり、耕作放棄地の増加が危惧されています。また、生息環境の悪化によりホタルなどの水生生物などの減少も指摘されています。農地や水路は、単に農作物を生産するだけでなく、美しい田園風景や貯水機能、水生生物の生息環境保全機能といった役割も果たしています。農地や水路の適正な維持管理により多様な生態系と自然環境の維持・回復を図る必要があります。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 農薬の使用をできるだけ控えます。
- * 地元の農産物を優先的に使用します。
- * 耕作放棄地、休耕田の有効利用や景観維持に努めます。
- * 農地の開発・整備にあたっては、自然環境や景観に配慮します。

町

- * 耕作放棄地や休耕田の利用を促進します。
- * 水質の調査を行うとともに多様な生物が住めるような水環境を作ります。
- * 高品質米づくりや地場産野菜の普及に努め、農業振興を図ります。
- * 農薬や肥料の適正な使用を推進します。
- * 有効的な有害鳥獣被害対策に取り組みます。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
農地の耕作率	98%	99%	現状値は湯沢町農業委員会の平成 22 年度「耕作放棄地調査」における数値

③不法投棄をなくします

「現状」

湯沢町の奥深い自然を悪用し、山間部や河川などに廃棄物を不法投棄する例が後を絶ちません。こうした不法投棄は、環境の美観を損なうだけでなく、不法投棄物の種類によっては環境汚染を招く危険性もあります。空き缶のポイ捨てから大型家電などの投棄まで徹底した防止対策が必要となっています。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 不法投棄は絶対にしません。
- * 行楽地からはごみを持ち帰ります。
- * 不用となった自動車、電化製品などは、適正に廃棄します。

町

- * 不法投棄防止の広報活動（警告看板、広報、折込チラシ）を推進します。
- * 環境指導員による不法投棄パトロール体制を強化し、警察に通報します。
- * 道路、河川の清掃と不法投棄物の撤去を推進します。
- * ペットのフン害防止のための啓発活動を強化します。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
不法投棄件数	32 件	0 件	現状値は平成 22 年度の数値
犬の保護件数	0 件	0 件	現状値は平成 22 年度の数値

④公園や緑地を適正に管理するとともに緑化を推進します

「現状」

公園や緑地は、憩いの場としてゆとりや安らぎを与えてくれるだけでなく、災害時の避難場所、まち並み景観の形成等の多面的な機能を持っています。湯沢町には 12 箇所、32.95ha の都市公園が計画決定されています。公園整備水準は、都市計画区域内人口 1 人当たり 34.1㎡で、また全体の供用開始率は 78.3%となっており、人口 1 人当たりの面積では全国平均（H23. 3.31：9.8㎡）、新潟県平均（H23. 3.31：14.7㎡）を大きく上回るなど充実した環境にあります。今後は、市街地における住宅、事業所、公共施設の敷地内緑化などにより、人々の心に潤いを与えてくれる緑豊かなまちづくりを進める必要があります。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 公共の場である公園を大切にし、適正に使用します。
- * 住宅や事業所の敷地内緑化に努めます。

町

- * 公園の適正な維持管理を推進し、快適な空間を提供します。
- * 苗木や花苗を配布するとともに全町民の理解と協力のもとで植樹や花の育成を推進します。
- * 町の木、花のPRと普及に努めます。
- * 街路樹の維持管理に努め、町内の緑化を推進します。
- * 公共施設の敷地内緑化を推進します。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
広場・公園などの憩いの場があることに満足している人の割合	52.3%	60.0%	現状値は平成22年10月実施の「湯沢町環境基本計画策定に関するアンケート」における「満足」及び「やや満足」の合計
町道植樹面積	590.43 m ²	現状維持	現状値は平成22年度末時点の数値

⑤自然とのふれあいを大切にします

「現状」

湯沢町には、日本100名山の苗場山などの山々や魚野川などのきれいな川があり、さまざまな生態系が見られます。しかし、これほどの自然が身近にありながら、人間の暮らしと自然の結びつきが薄れたため、自然にふれあう機会が減ってきています。

自然の風景に感動する、身近な自然に安らぎを覚えるなど人が自然の恵みを楽しむ基本的行動である自然とのふれあいを通じて、自然を大切にする豊かな心を育みます。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 子どもたちが自然の中で行うキャンプやレクリエーションなどに参加する機会を増やします。
- * 自然の中で動植物や昆虫の観察、山菜採りを行い自然とふれあいます。
- * 身近な自然の清掃活動に参加します。

町

- * 登山道や案内看板を整備し、自然散策の安全性を高めます。
- * 環境教育の一環として、世代に応じた環境学習の場を提供します。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
みどりや水辺での自然とのふれあいに満足している人の割合	71.0%	75.0%	現状値は平成22年10月実施の「湯沢町環境基本計画策定に関するアンケート」における「満足」及び「やや満足」の合計

2. 生活環境の保全と循環型社会の実現

①河川の水質を守ります

「現状」

河川には水の汚れをきれいにする自浄作用があります。しかし、その能力を超えて汚れてしまうと、生活環境や自然環境に悪影響を及ぼすことがあります。湯沢町の河川は、良好な水質を維持しており、新潟県内でもその水質は上位に入ります。夏場には、河川敷で多くの観光客が魚取りやキャンプやバーベキューに親しむなど観光資源としても重要な役割を果たしています。しかし、毎年冬季には灯油流出事故が多発するなど水質汚染の危険にさらされています。また、下水道の普及も進んでいますが、水洗化率は 85.1%にとどまっており、生活排水が未処理で放流されている地域も残っています。今後も湯沢町が信濃川水系の最上流部に位置していることを自覚し、河川を汚さないよう水質汚濁の防止対策を実施していく必要があります。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 河川や用水路の清掃活動を行います。
- * 水辺の開発・整備にあたっては、生態系や景観に配慮します。
- * 下水道供用区域では、速やかに下水道に接続します。
- * 合併浄化槽など排水処理設備の適正な点検管理を行います。

町

- * 河川の水質検査を継続します。水質に汚染が認められた場合は、速やかに周知するとともに関係機関と連携して原因究明と対策に努めます。
- * 灯油流出事故を防止するために広報の強化や給油自動停止装置などの普及に努めます。
- * 下水道供用区域の水洗化を促進するため、接続の向上を図ります。
- * 下水道未整備地域での合併処理浄化槽による生活排水処理の促進を図ります。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
水洗化率（下水道の接続率）	85.1%	90%	現状値は平成 23. 4. 1 現在
川などの水がきれいなことに満足している人の割合	75.9%	80%	現状値は平成 22 年 10 月実施の「湯沢町環境基本計画策定に関するアンケート」における「満足」及び「やや満足」の合計
河川への油等の流出事故発生件数	6 件	0 件	現状値は平成 22 年度の発生件数

②きれいな空気を守ります

「現状」

空気（大気）は、私たちにとってなくてはならないものです。空気が一旦汚染されると人の健康だけでなく、自然環境にも重大な悪影響を及ぼすことがあります。湯沢町には、ばい煙を発する工場などがなく、緑豊かな自然があるため、大気はとてもきれいです。しかし、私たちの暮らしの中では自動車や暖房に化石燃料を使用するため、常に窒素酸化物や硫黄酸化物が排出されています。時季によっては、光化学オキシダントの発生も懸念されることから、大気汚染を防止するための施策も求められます。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 近所への移動には車の使用を控えます。
- * 自動車やバイクを運転するときは、エコドライブを実践します。
- * 枯れ枝、枯れ草などは野焼きをせず、適正に処理します。
- * ボイラーなどの燃焼温度に注意し、排ガスの適正化に努めます。

町

- * 一般環境大気測定局（南魚沼市）における大気汚染物質の常時監視を継続します。
- * 光化学オキシダントの注意報発令時の連絡体制を維持し、新潟県光化学スモッグ緊急時対策要綱に従って関係機関に注意報を連絡します。
- * 野焼きの禁止を周知・啓発します。
- * 低公害車の導入を推進するため、啓発を行います。
- * アイドリングストップをはじめとしたエコドライブの普及に努めます。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
空気がきれいなことに満足している人の割合	92.6%	95%	現状値は平成22年10月実施の「湯沢町環境基本計画策定に関するアンケート」における「満足」及び「やや満足」の合計

③騒音・振動対策を推進します

「現状」

音は心を和ませる効果もある一方で、騒音トラブルの原因となることもあります。湯沢町には、新幹線や高速道路があり、騒音・振動の一因となっています。また、マナーの低下などによる生活騒音や事業活動による騒音・振動などの問題もあり、適切な対応が求められています。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 自動車やバイクはきちんと整備し、音や振動などで迷惑をかけないように配慮します。
- * 音楽鑑賞や楽器演奏で近隣の迷惑にならないよう、音量と時刻に配慮します。
- * ペットの鳴き声が迷惑とならないようしつけを充分に行います。
- * 飲食店・サービス業などでは、深夜営業時の音量を控えます。
- * 事業場、建設作業場などの騒音、振動の防止対策を行います。

町

- * 自動車交通騒音の調査を実施します。
- * 建築・土木業者に対して低騒音・低振動型の工法や機械の設置とともに防音対策や作業時間帯の配慮を促します。
- * 深夜営業の飲食店や店舗に対して、周辺的生活環境への配慮を促します。
- * 日常生活に伴う騒音や振動を防止するため、各家庭にマナーの向上や自主的対策と配慮を促します。
- * 関係機関と協力し、改造車両の騒音防止に努めます。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
住まいの周辺が静かなことに満足している人の割合	65.9%	75%	現状値は平成22年10月実施の「湯沢町環境基本計画策定に関するアンケート」における「満足」及び「やや満足」の合計

④化学物質等による環境汚染を防止します

「現状」

私たちの暮らしや事業活動には、さまざまな化学物質が用いられていますが、中には有害なものもあります。これらの物質は、使い方や廃棄方法を間違えると人体への悪影響や環境汚染につながることから、一人ひとりが化学物質への認識を深め、安全に使用する必要があります。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 保存料や着色料などの少ない食品を優先的に購入あるいは販売します。
- * 有害化学物質の輸送や保管・使用時の汚染対策を講じます。

町

- * 農薬の使用を抑制し、毒性の低いものを優先的に使用するよう啓発します。
- * 農薬の化学物質、環境ホルモン、保存料及び着色料などに関する情報を提供します。

⑤ごみの減量と資源化を促進し、適正処理を行います

「現状」

従来の大量生産・大量消費の経済活動や利便性・快適性を追及するライフスタイルは、資源やエネルギーの消費とともに大量の廃棄物も生み、使い捨て社会と言われました。湯沢町は、年間 400 万人ほどの観光客が訪れ、町の 1 人 1 日当たりのごみ排出量が新潟県内で最も多くなっています。ごみの多さは資源消費の裏返しであり、ごみ処理場の運転コストや排出される二酸化炭素の増大につながっています。まず、できるだけごみの発生を抑制（Reduce）し、同時に繰り返し使う再使用（Reuse）、使えなくなったら原材料として再生利用（Recycle）する循環型システムを構築する必要があります。しかしながら、こうした取り組みは行政のみでできるものではなく、事業者や住民等の意識改革も求められます。

※ 1 人 1 日あたりごみ排出量（H10～H20）

湯沢町 10 年間平均 2,019 g/人・日

新潟県平均 10 年間平均 1,169 g/人・日

湯沢町のリサイクル活動

びんは再生びん等、アルミ缶はアルミ缶の原料に、容器包装プラスチックは再生トレイ、再生プラ用品、園芸資材などに、紙はトイレットペーパーなどに再生されます。

小学生による廃品回収も行われています。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 物を大切に長く使います。
- * 生ごみなどを堆肥化し、畑などで自家利用します。
- * 買い物の際は、マイバッグを持参し、使い捨て製品でなく、詰め替え製品、再生原料を使用した製品などを優先的に購入します。
- * 両面印刷などで紙の使用を抑えます。
- * 容器包装の簡素化に努めます。
- * 資源物の分別収集に協力します。
- * ごみの減量化、リサイクル、適正処理を徹底します。

町

- * 一般廃棄物の適正な排出を推進します。
- * 生ごみ処理機などの購入補助により調理くずや残飯の堆肥化を推進します。
- * マイバッグの普及促進とレジ袋の使用削減・過剰包装の抑制に取り組みます。
- * 容器包装プラスチックの分別など分別収集を促進します。
- * ごみの減量運動を実施し、町民、事業者とともにごみの減量化に努めます。

- * 公共工事や委託業務において、コンクリートやアスファルト塊、公園や街路樹などの剪定した枝など原材料として使用できるものの再利用を促進します。
- * 詰め替え製品、再生原料を使用した製品など環境への負荷の少ない製品の購入（グリーン購入）促進を図ります。
- * 使用済みてんぷら油を回収し、資源化します。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
まちが清潔なことに満足している町民の割合	56.9%	70%	現状値は平成 22 年 10 月実施の「湯沢町環境基本計画策定に関するアンケート」における「満足」及び「やや満足」の合計
ごみの分別をきちんと行っている町民の割合 (総合計画との共通指標)	92.7%	95%	現状値は「湯沢町総合計画策定に向けての町民意識調査 (H21)」による
ごみ排出量 (総合計画との共通指標)	4,835t	4,640t	現状値は南魚沼市への「平成 22 年度ごみ搬入実績及び平成 22 年度廃品回収実績」の合計
ごみの資源化量	533t	750t	現状値は「平成 22 年度一般廃棄物処理事業実態調査」による
道路改良による路盤の再生材使用率	100%	100%	現状を維持する
使用済み天ぷら油の回収量	703ℓ	800ℓ	現状値は平成 22 年度回収量

⑥たばこの分煙・禁煙と吸殻のポイ捨ての禁止を推進します

「現状」

喫煙（受動喫煙を含みます。以下同じ。）の有害性が叫ばれて久しく、公共施設などをはじめとして分煙、禁煙が広がりをみせていますが、徹底されてはいません。また、自然環境や生活環境のあらゆるところにポイ捨てされた吸殻は、美観を損ね、著しい不快感とイメージダウンを招きます。アンケートでも中学生から環境施策として重点をおくべきとの回答が多く、美しい環境を誇れる町として、分煙・禁煙に対する積極的な施策が求められています。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * たばこの吸殻のポイ捨てはしません。
- * 分煙場所、禁煙場所を守ります。

町

- * 喫煙と健康被害について広報啓発を行います。

- * 分煙、禁煙、吸殻のポイ捨て禁止への取り組みを町民や観光客にPRします。
- * 人が集まる飲食店や事業所などでの分煙、禁煙を推進します。
- * 吸殻のポイ捨て禁止のため、携帯灰皿などの普及に努めます。
- * 湯沢町路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例（平成23年条例第11号）に則り、禁煙や分煙を推進します。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
湯沢町が直接又は間接的に管理している施設（57箇所）のうち分煙・禁煙を実施している施設数	50 (87%)	57 (100%)	現状値は「新潟県国民健康保険調整交付金評価に係る健康増進事業等実施状況表」中のたばこ対策の実施における報告数値

⑦エネルギーの有効利用を推進します

「現状」

今日の私たちの生活は、化石燃料に代表される大量のエネルギー資源を消費することで成り立っていますが、排出される二酸化炭素は地球温暖化に深刻な影響を与えています。二酸化炭素の排出を削減するためには、山間地、雪国といった湯沢町の特徴を活かした新エネルギー（自然エネルギー）の活用が求められます。また、湯沢町では、平成20年にバイオマスタウン構想を策定しました。これは域内のバイオマス（再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの）の安定的かつ適正に利活用されることを目指すもので、これにより域内のエネルギー資源の効率的な利用を進めます。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 化石燃料を使用しない生活や事業を考えます。
- * 低公害車を優先的に購入します。
- * エコドライブを推進します。

町

- * 雪エネルギー、小河川水力発電などの新エネルギーの活用について検討します。
- * 木質固形燃料利用促進のため、ペレットストーブの設置に対して補助します。
- * 庁用車として低公害車の導入を推進します。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
省エネルギーやリサイクルに取り組んでいる町民の割合 (総合計画との共通指標)	61.4%	70%	現状値は「湯沢町総合計画策定に向けての町民意識調査（H21）」

⑧美しいまち並み景観を創造します

「現状」

自然と調和した美しい町をつくり、未来に引き継ぐことは私たちの願いです。しかし、無秩序な開発や広告物で魅力ある景観が損なわれていることも事実です。また、近年では、景気の低迷や住民の高齢化、過疎化などにより荒廃した空き家や不在地主の空き地が増え、街中の美観・心地よさに悪影響を及ぼす例が増加しています。住む人も訪れる人も湯沢町の財産と思える美しい景観の創造が求められています。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 建物や看板などを設置するときは、周囲の景観と調和したものとします。
- * 駐車場を確保し、路上駐車を防止します。

町

- * 建物の色彩や屋外広告物の設置などについて、景観に配慮したものとすよう規制・誘導を行います。
- * 空き家や空き地の所有者に適正な管理を求めます。
- * 電線地中化を推進し、まち並み景観の向上を図ります。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
まち並み景観の美しさに満足している人の割合	32.0%	35.0%	現状値は平成22年10月実施の「湯沢町環境基本計画策定に関するアンケート」における「満足」及び「やや満足」の合計

⑨歴史的・文化的資源の保全と活用を推進します

「現状」

豊かな自然環境の下で古くから行われてきた営みは、いつしか歴史的・文化的資源として現代の生活の中に生きています。本当の豊かさとは何かを私たちに教えてくれる有形、無形の文化や伝統を保護・保存しながら、湯沢町で暮らす人も訪れる人も心地良く過ごせる環境を築くことが望まれます。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 歴史的文化財への理解を深め、その保存に協力します。
- * 伝統を持つ事業者は、その継承に努力します。
- * 開発事業等において、文化財の保護と周辺の歴史的景観に配慮します。

町

- * 文化財等を保全するとともに広報や社会教育活動を通じて文化財等の保護に関する町民意識の高揚を図ります。

- * 開発行為に対し、史跡等の保全に関する指導を行います。
- * 地域固有の文化を保存、継承する活動を支援します。
- * 歴史民俗資料館の充実を図ります。
- * 文化財マップの作成などにより湯沢町の文化財への理解を深めます。
- * 越後湯沢全国童画展の童画を文化的資源として活かします。
- * 湯沢町の新しい文化の創造を支援します。

⑩克雪対策を推進します

「現状」

全国有数の豪雪地帯である湯沢町にとって、克雪・利雪は永遠の課題ともいえま
す。残念ながら、屋根雪処理時の事故や極端な豪雪による生活機能の麻痺は今で
もたびたび起こっています。冬でも安全で快適な環境が確保できるように道路や
住宅などの克雪対策を進める必要があります。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 融雪屋根や耐雪住宅化を進めます。
- * 除雪や雪下ろしのボランティアに積極的に参加します。
- * 道路をはじめとする町の除排雪に協力します。
- * 雪を活用する取り組みを行います。

町

- * 冬季パトロール体制を強化し、降雪への迅速な対応を行います。
- * 除雪ボランティア活動を推進し、高齢者世帯、女性の一人世帯や障がい者世
帯など弱者を守ります。
- * 地下水に代わり、水温の高い下水道処理水を消雪に活用します。
- * 高速道路の無雪化、老朽化した国道のトンネル開築、新規整備等を関係機関
に要望します。
- * 克雪・利雪に関する情報を提供します。
- * 新しい雪処理方法について研究します。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
除雪体制の整備について満足 している町民の割合 (総合計画との共通指標)	65.0%	70%	現状値は「湯沢町総合計画策定に向け ての町民意識調査(H21)」における「十 分満足」及び「まあ満足」の合計
下水道処理水の消雪への利用 量	5,700 m ³	現状維持	現状値は一日当たりの最大供給量

⑪安心・安全な住環境を守ります

「現状」

安心して暮らせる安全な住環境のためには、地震や豪雨、豪雪などの自然災害の発生の防止や被害を低減するための施策が重要です。また、災害発生時には、ライフラインの確保と同時に各種施策の実施において環境に負荷をかけないようにしなければなりません。このほかにも不特定多数が訪れる観光地である湯沢町には、犯罪等の発生を未然に防止する環境整備も求められます。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 自宅や事務所、店舗のバリアフリー化を推進します。
- * 自主防災意識を高め、日頃から避難場所などについて確認しておくとともに防災訓練などに積極的に参加します。

町

- * 災害発生時の情報網を整備し、迅速に伝達、避難ができるようにします。
- * 小学校体育館や役場庁舎など公共施設の耐震化など災害に強いまちづくりを進めます。
- * 建築物の耐震診断や耐震改修費用の一部助成などに関する情報を提供し、耐震化の推進と意識の向上を図ります。
- * 災害発生時の環境負荷を最小限に抑えるための仕組み(廃棄物処理マニュアル等)を整備します。
- * 町内会による自主防災組織の編成を推進します。
- * 関係機関と連携して防犯体制を強化するとともに自治防犯会の育成を支援します。
- * 防犯灯の設置に対する補助を行います。
- * 災害発生時の避難に関する情報を繰り返し周知します。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
自主防災組織の組織率 (総合計画との共通指標)	55.0%	90%	住民登録世帯数に対する自主防災組織に登録している世帯数の割合
治安の維持に満足している町民の割合 (総合計画との共通指標)	66.8%	70%	現状値は「湯沢町総合計画策定に向けての町民意識調査(H21)」における「十分満足」及び「まあ満足」の合計

3. 地球環境を含む環境保全の意識啓発

①環境教育を推進します

「現状」

地球温暖化など今日の環境問題の解決のためには、私たち一人ひとりの「自分ひとりなら、ほんの少しなら」といった意識を改革し、環境に配慮する行動をとれるようにすることが求められ、そのために環境教育が果たす役割は極めて大きいといえます。また、社会生活の様々な面でモラルの欠如が叫ばれていますが、環境教育は人として責任ある行動がとれる人格の形成とも密接な関係があるといえるでしょう。特に幼少期から湯沢町の自然環境の素晴らしさや環境を良くするための正しい知識や情報を学ぶこと、湯沢の自然に触れ、その魅力を実感することが環境を守る基礎となると考えられます。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 環境問題に関心を持ち、環境に関する情報を積極的に入手します。
- * 家庭、地域、職場における環境教育・啓発に取り組みます。

町

- * 環境に関する情報を積極的に提供します。
- * 環境指導員を通じて、環境保全、衛生意識の啓発活動を積極的に展開します。
- * 子どもたちが湯沢の自然と触れ合う学習を推進します。
- * 学校登山を推進します。
- * 学校において総合的な学習の時間を利用して環境教育に取り組みます。
- * 学校、PTA、地域で連携して行う廃品回収、ごみ拾いを推進します。
- * 学校栄養職員による食育の授業を設け、給食を通じた環境教育を行います。
- * 家庭、職場における食育について広報啓発を行います。
- * 稲作や植樹など様々な体験学習を通じて、自然を守る心を育成します。
- * 社会教育の一環として、世代に応じた環境学習の場を提供します。
- * 観光客等に対する啓発活動を行います。

②環境保全活動を推進します

「現状」

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、砂漠化など地球規模での環境問題が強く認識されるようになっていきます。特に二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスによる地球温暖化は、気温が高くなるだけの問題にとどまらず、人類の生存基盤を脅かしかねないほどの解決困難な問題を引き起こすと指摘されています。今、私たち一人ひとりが地球規模で考え、日常生活の中で行動を起こすことが求められています。

「取り組みの方向」

住民等・事業者

- * 節電、節水といった基本的な行動を習慣づけます。
- * 省エネ型の電化製品、照明などを優先的に使用します。
- * 環境に配慮した事務用品や備品(例えばフロンガスを使用していない冷蔵庫やエアコンなど)を使用します。
- * 環境の保全活動に積極的に参加します。
- * 環境に配慮した事業の展開を考えます。

町

- * 湯沢町交通計画を見直すとともに公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進します。
- * 歩道の整備や自転車が利用しやすい環境の整備を推進します。
- * LED照明など省エネルギー型機器を公共施設で導入し、その効果などの情報を提供して、普及促進につなげます。
- * 住民等や事業者による積極的な環境保全活動に対して支援します。

指 標	現状値	目標値	指標の説明
環境保全の活動に参加、協力 したいと思う人の割合	71.4%	80.0%	現状値は平成22年10月実施の「湯沢町環境基本計画策定に関するアンケート」における「積極的に参加したい」及び「できれば参加したい」の合計

第4章 私たちの行動指針

1. 身近な省エネ行動と効果

この章では財団法人省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典 2011 版」より、省エネのための行動を抜粋して掲載する予定です。

第5章 計画の推進

1. 体制

計画の実効性を確保し、施策を円滑に推進するためには、そのための体制が必要です。条例第17条では、町は、関係課の緊密な連携と各種施策の調整を図るための体制の整備に努めること、また環境衛生団体、事業者及び住民等との連携に努めることを規定しています。

なお、地球環境や自然環境の保全といった広域的な対応が求められる問題については、湯沢町のみならず周辺自治体や国、県と連携・協力して取り組んでいきます。

①湯沢町環境審議会

湯沢町では、湯沢町環境基本条例に基づき「湯沢町環境審議会」を設置しています。湯沢町環境審議会は、環境保全活動に関する学識や経験を有する者、一般町民、事業者及び事業者団体の者、関係行政機関の職員などで構成されます。環境基本計画の策定、変更及び町の環境に関する各種施策に関連する諮問に対して審議・答申するほか、環境政策に関する提言を行うこととします。

②湯沢町環境基本計画推進庁内会議

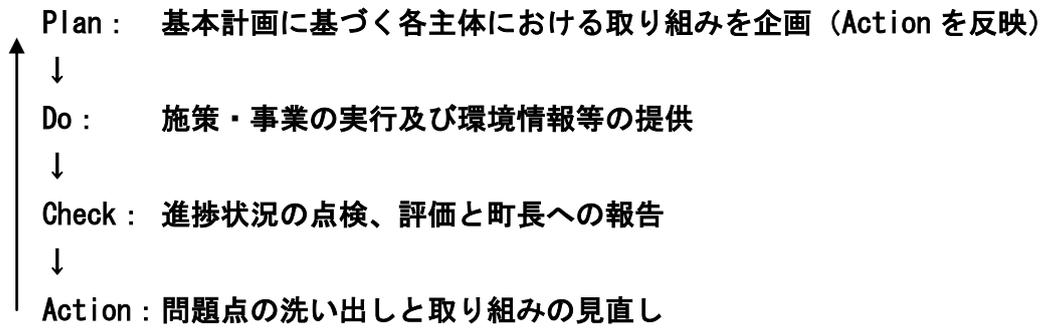
庁内の関係部局の職員で構成する会議を設置し、各課との緊密な連絡や調整を行いながら計画の立案と計画策定後の進行管理等を行います。

③環境情報の共有化

広報紙やインターネット等を利用して環境に関する正しい知識や情報の収集と提供を図り、各主体が情報を共有することで、家庭、地域、職場などそれぞれの場で環境に配慮した行動をとれるようにしていきます。

2. 進行管理

湯沢町環境基本計画推進庁内会議は、PDCA サイクルにより計画の効率的で効果的な進行管理を行います。



毎年、このサイクルを繰り返すことで、計画の推進と継続的な改善を実施していきます。